

平成29年度 佐賀市生活安全推進協議会の会議結果について

【開催日時】 平成30年2月15日（木）10時00分から11時40分まで

【開催場所】 佐賀市役所庁舎2階 庁議室

【出席者】 協議会委員：委員出席6名、代理出席5名、欠席7名
事務局（市民生活部生活安全課）：眞崎部長、百崎課長、相浦副課長、廣瀬主査
報告者（市民生活部生活安全課）：富吉所長、副島主査、松本主任

【会議の公開】 公開

【傍聴人の数】 0名

【会議次第】

- 1 開会
- 2 辞令交付
- 3 市長あいさつ
- 4 会長・副会長の選任
- 5 会長あいさつ
会長：山下宗利氏
- 6 議事
 - (1) 犯罪被害者支援について
 - (2) 消費者保護の推進について
 - (3) 交通事故“脱ワースト1”キャンペーンについて
- 7 閉会

【議事（要旨）】

- (1) 犯罪被害者支援について
「佐賀市犯罪被害者等支援条例」が平成29年10月1日に施行されたが、その前後における広報啓発等について説明
- (2) 消費者保護の推進について
消費者被害防止のための意識啓発や消費者教育の拡充についての現状と課題、重点対策等について説明
- (3) 交通事故“脱ワースト1”キャンペーンについて
平成29年5月24日から取り組んでいる、人口10万人当たりの人身交通事故発生件数5年連続全国ワースト1からの脱却を目指すためのキャンペーンについて説明

※ 議事内容・質問・意見等の詳細内容については、以下のとおりです。

【議事内容】

（1）犯罪被害者支援について

《佐賀市生活安全課 交通安全防犯係 副島主査から説明》

前回の協議会では被害者等支援のための条例制定にむけて準備をしていると、お伝えしていたが、昨年の8月議会での議決を受け10月1日に「佐賀市犯罪被害者等支援条例」が施行されたことを、まずお知らせしたい。

佐賀市と鳥栖市が条例を制定したことにより、県内の全部の市町で犯罪被害者等支援の条例が整備された。警察や民間の支援団体、他、県をはじめとする関係各機関と連携を取りながら、犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を送ることができるよう被害者の気持ちに寄り添った支援を行っていききたい。

まず「広報・啓発」についてだが、市報やホームページでの広報をはじめ犯罪被害者等支援を行っている民間支援団体 佐賀VOISSの会報誌への市長の巻頭言寄稿や事業所向けに商業振興課が発行している「佐賀労政だより」に啓発記事掲載を行った。

またお手元にも配布しているがリーフレットを作成し、庁内関係各課や各支所、公民館、佐賀南警察署、佐賀北警察署、佐賀VOISSに設置した。そのほか市が行う色々な講演会やイベントの際には配布を行っている。

生活安全課が行った市民の皆さんに向けての啓発のためのイベントとして、条例制定前の7月2日に佐賀県警察本部の犯罪被害者等支援担当課である広報県民課と佐賀VOISSに講師依頼し、犯罪被害者等支援講演会を、ほほえみ館で行った。

それから来週19日から23日まで、市役所市民ホールで佐賀VOISSや自助グループ「一歩の会」のパネル展示を行う。

一般の市民や企業、その他各方面の皆様方に、犯罪被害者等への支援の大切さを知っていただくことができるよう今後も引き続き、広報啓発を行っていききたい。

次に「会議・研修」についてだが、佐賀県主催で4回に亘って行われた「市町村職員を対象とした犯罪被害者等支援養成講座」や、佐賀県警本部主催で行われた「カウンセリング等研究会」の受講、また条例制定前に立ち上げた「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」第3回専門部会の開催など、支援に関わる職員の資質向上と連携を図るために努めている。

続いて「相談対応」についてだが、条例制定後、電話での相談が1件あっており、相談者ご本人の希望により関係課との意見交換会に同席した。

現在のところ、見舞金支給の対象となるような犯罪被害者等からの相談はあっていないが、犯罪被害に遭うということは、いつ誰におこるかわからないことであり、相談対応のできる環境・体制づくりに引き続き努めていきたい。

それから「その他」についてだが、佐賀市が犯罪被害者等支援条例を制定するまでの経緯や条

例内容について視察を行いたいということで、昨年10月の制定直後には宮崎県日向市から視察訪問があり、また来週20日には岐阜県岐阜市からの視察訪問が予定されている。

続いて資料4頁だが、上段は平成25年から平成28年における市内の犯罪被害状況。ご覧いただいておりますとおり刑法犯認知件数は平成25年とくらべると約38%減少している。しかしニセ電話詐欺を含む知能犯については平成25年から26年にかけて倍増し、その後も高い件数となっている。

ニセ電話詐欺について、県内で言うと平成28年は69件、2億2,580万円の被害、平成29年は減少したものの64件、1億4,500万円の被害となっている。市では防犯講座や出前講座等で、詐欺の手口の紹介や被害防止のための講話を行い、被害件数の減少にむけた取り組みを行っている。

続いて下段は「被害者支援ネットワーク佐賀VOISS」が平成28年度中に受けた相談と支援についてまとめたものです。市で犯罪被害者等からの相談を受けた場合には、佐賀VOISS、警察その他関係機関と協力し連携を取りながら、支援を行かなければならないと考えている。

《委員からの質問・意見》

質問1.

日向市や岐阜市から視察という説明があったが、なぜ佐賀市が視察先に選ばれたか？条例を作ることだけが目的ではいけない。作ったあとで何をどうしていくのかが大切だと思う。犯罪被害者の支援はなかなか難しい。条例を作っただけでは身にならないと思うが、あっという間に佐賀市と鳥栖市以外は条例制定してしまった。佐賀市は他の市町の半年遅れで条例制定されたが、なぜ佐賀市に視察に来ることになったのか、理由がわかれば教えてほしい。

⇒回答

日向市、岐阜市の2市とも条例制定に向けて動いており、佐賀市と県内で最初に条例ができた嬉野市を視察地に選んである。県庁所在地ということもあるかもしれないと思っている。

(2) 消費者保護の推進について

《佐賀市生活安全課 消費生活センター 富吉所長から説明》

生活安全課には事務局を担当する交通安全防犯係、それと消費者行政を担当する消費生活センターがあり、消費者保護の推進について報告する。

消費者保護の推進についてということで消費者被害防止のための意識啓発と消費者教育の拡充を重点に活動しているところだ。消費者をとりまく現状と課題ということで資料にあるとおり若年層で判断が不十分である人や、また高齢者のみの世帯がどんどん増えていることで高齢者をターゲットにした悪質被害が多い。消費生活相談件数、ニセ電話相談詐欺被害件数に占める高齢

者の割合が高いことから高齢者に向けての啓発を重点に行うことが課題であると捉えている。

またインターネットの普及によりメールやSNSを利用している若年層を対象にした消費者被害の若年化が進んでいることも現状である。

特にインターネットの普及により契約が複雑化している。以前の消費者の相談というものは直接購入した身近な商店から買ったものの不具合とか壊れとかそういう直接的な相談が多かった。今はスマホの普及により海外からインターネットで全然相手先と会わないまま購入する通販というのが特に増えてきている。物そのものについての相談もあるが、契約の複雑さ等が消費者相談の背景にある。

重点対策として消費者トラブルの正確な情報の提供、相談や対応の周知、そこから被害早期発見防止に重点を置いている。

また、若い幼少期からの消費者の教育ということで教育関係機関、それから団体との連携で消費者教育を支援していくということも重点にしている。

その中で4点、報告していきたい。

まず広報啓発だが、こうした重点対策をどのような方法で皆様に伝えるかということで市報、ホームページ、タウン情報誌等で消費者トラブル防止の記事の掲載を継続して行っている。昨今は若者に聞くと紙媒体はなかなか見ないという声も多く聞いている。紙媒体プラス、ウェブ上の情報を見てもらいたいということで広報誌等を出す時にはバーコードをスマホで読ませるとできるような方法をくわえている。

啓発キャンペーンとして、2月17日に消費生活フェアを行うことにしている。これは行政だけでなく関係機関、また一般の市民の方々、消費者団体、大学等が一同に会して1年に1度、消費生活についてテーマを決めて行っている。今年のテーマは「楽しく学ぼうみんなで語ろう消費者の未来」としている。

他に佐賀市で行われている「さがんなかまつり」とか「いきいきシルバーフェア」など高齢者を対象にしたイベントへのブース出店を行い啓発を行っている。そのほかにも各種パンフレット、悪質業者訪問お断りシールを作成し配布している。またタブ局、それから関係機関への情報提供というところで特に見守りを重点的に行っている団体である民生委員、住民協議会、校区社協、まちづくり協議会、地域包括支援センター、老人クラブなどに消費生活センターの取り組みや被害防止の情報提供を行っている。

2番目に消費者教育だが、消費者教育推進法が制定されて消費者の利益の擁護や増進のために自主的に道理的に行動できるように自立支援をすることが行政に求められている。

自分は消費者被害にあわないという考えだけではなく、社会経済情勢や地球環境に影響をおよぼしうることを自ら自覚して行動する市民を育成していくことが将来の公正かつ持続可能な社会の形成を促進していくと考えられ、消費生活に関する正しい知識を身につけ社会の一員として行動する市民を育成することが行政に求められる。

本市においてはこの基本理念に基づき、消費生活講座で過去における消費者問題や食品表示に関する法律を学び、消費者被害・問題にとりくむ適格消費者団体の活動を紹介するなど実施している。

また幼少期からの教育、消費者教育を推進するために学校への出前講座や情報提供も行ってい

るが家庭での取り組みも重要となる。子育て世代の学習機会の確保や情報提供を実施して関係機関と連携して推進していきたいと考えている。

続いて、教育啓発とともに大きな柱の消費生活相談について説明する。消費生活相談は窓口で専門の相談員を4名配置し迅速的確な相談、苦情の対応斡旋をおこなっている。

平成21年度以降の相談件数を資料に載せているが、平成21年以降、件数自体は減っているが、ここに来て平成29年度1月末1321件ということで昨年度を上回る件数になるであろうと予測される。これは昨年秋くらいからハガキ等による架空請求事例が非常に増えてきており、佐賀県内、佐賀市内においても送りつけの架空請求ということが手の込んだ形で行われており、相談件数が上がっている。

年度のランキングを見ると平成28年度、平成27年度ともにデジタルコンテンツが1位になっている。デジタルコンテンツというのがアダルト情報サイト利用に関することに分類上なっているが他にも利用した憶えのないサイトからの利用料の請求、これを架空請求と言うが、これが非常に多い。

スマートフォンや携帯電話のショートメールで送られてきて、そこに連絡をして被害に遭う、そういった内容での相談があっている。年代別に見ると70代と80歳以上で全体の25.6%、60歳以上を含むと42.9%になっており、この相談の全体に対する割合が非常に多いということになる。

もちろん高齢者を狙った手口というのものもあるが架空請求や悪質な訪問、勧誘の電話は昼間に多い傾向があるので高齢者が被害にあう機会が多いという現状がある。こうした法的な解決を含むというところで無料の弁護士相談を毎週実施しており、2番目に多い多重債務については生活困窮多重債務者対策会議というのを佐賀市では立ち上げており、生活困窮者自立支援対策担当部門、子どもの貧困対策部門、それと子どもの多重債務者対策部門が連携して設置している。

複合的な相談の内容を抱えている世帯があるということで、各担当部門の連携をさらに図るために共通のつなぎシートというものを導入している。

最後に実際の保護活動の中で重点的に取り組んでいることを説明したい。

まず、高齢者等の地域のトラブルを地域で防ぐということで「高齢者見守りワークブック」を配布している。これは、消費者トラブル防止の注意事項をまとめた冊子で、地域で高齢者の見守りを実際にしている団体・個人に対して配布をした。地域での研修会でも活用していただくように、この冊子を利用して出前講座を実施している。

また、高齢者を中心とした消費者トラブルは多様化、深刻化している。地域のすみずみまで情報が伝わるのが重要だが行政だけの啓発活動には限界がある。このような課題を解決するために地域において被害の発見、未然防止、拡大防止等の活動を担う「消費生活サポーター(仮称)」の養成が急務だと感じている。

今年度「消費者被害に対する地域力の向上」をテーマに消費者問題に関する基礎知識や地域での啓発活動の重要性を学ぶ機会として、養成講座の事前告知の意味を含めて実施しているところだ。今年度は「地位気力向上編」と題して2回を予定している。

《委員からの質問・意見》

質問 1.

消費生活相談の流れとして、どういう風に行われるのかお聞きしたい。通常、電話相談をされて、それから面談しないと分からないものではないかと思うが流れはどういうふうなのか。まずは情報をキャッチすることが重要かと思うが、メールでの相談はあるのか、そのあたりの流れと手順をお願いしたい。

⇒回答

まずは専門の総合相談電話番号があるので、そちらに電話してもらい受け付けを行う。架空請求のハガキが来たとか、身に憶えのない見知らぬところからの請求があった等の相談には連絡をしてはならないというような助言、アドバイスだけで済む場合には電話だけの相談で終わることもある。

さらに進んで、相手先に連絡をしてしまった、また架空請求じゃなく実際に購入した物で事業者との交渉が必要な場合は、契約の経緯や契約内容の確認のために話を聞かなければならず、書類等を見せてもらう必要があるので来所していただくよう案内している。

来所相談も多い。悪質な場合だと点検商法といって、点検にきました、無料点検です・・と、いうことで、無料なら・・と、点検してもらったところ、いろんな工事を進められて、必要ないものであったり高額であったり、そういうことでクーリングオフの手続きをどうすればいいかというような場合には来所相談がある。

また、多重債務の場合、法的な債務の整理となると弁護士さんに依頼、委任しないといけないので、来所相談から弁護士の相談に結びつけるという方法で行っている。

今のところそういう状況なので、何回かやりとりをしないとイケないためメールでのご相談受付というのは開設していない。

FAXでの相談受付は行っている。実際の相談はいろいろなやりとりがあるので来所を勧めている。

意見 1.

学校教育の立場から消費者教育のことについて現状をお話したい。

小学校では社会科、家庭課、総合的な学習の時間、中学校では技術家庭の情報モラル教育などにおいてインターネット等を使ったいろいろな問題について教育をしている。実際に出前講座等を受けている学校は少ないが、各学校でいろいろな資料を使って取り組みをしていて啓発活動を行っている。今1番の問題になっているのがスマホの利用について親と小中学生との意識のギャップが非常に大きいことだ。

小学校高学年で30数パーセント、中学生になると60数パーセントが個人用、または親が所有している物を貸してもらい、インターネットに繋がる個人用の携帯電話を持っている。高校生になると、ほぼ100%が持っている。

使い方は子どものほうが詳しく、親は「よく分からないがフィルタリングをしておけばいい」ということで、子どもに使わせるのだが「これでは何にもできない。ちゃんとした使い方をするからフィルタリングを外して」と言われるがままにフィルタリングを外し、「ちゃんと約束通りに使うようにね」と使わせる。そして、その後の監視はせずに子どもまかせとなり、結果としていろいろなサイトにつないで利用するということになっている。

実際にスマホを使っているイジメとかトラブル等あっているが、消費者問題に関するようなニセ

情報を送られてどうしたらいいかということもあるし、問題のあるサイトに登録して友達を紹介すると課金がもらえる。別の友達が同様の違うサイトに登録して、また紹介すると課金をもらえる。このように互いに紹介しあってどんどん金を増やして遊びにでかけていることを、親は全く知らない。小遣いは、たくさん与えていないのに、なぜそんなに遊びにいけるのか・・・と思う程度。

子どもへの啓発もだが、保護者への啓発を行わないと親と子どものギャップが大きくなると感じている。

学校によっては携帯会社に来てもらって保護者向けの研修会をしてもらい、スマホやネットに繋がる携帯電話の良い部分、問題の部分をしっかり啓発しているところもあるが、なかなかそこまで一歩踏み出せていないところもある。

佐賀市教育委員会は佐賀市PTA協議会と連携して全家庭にネットについての取り組みのパンフレットを配布し、これを見て親子で話し合ってくださいということをお願いしている。意識が高い保護者さんは親子で一生懸命話をしていただいているが、なかなかそこまで意識が回らない保護者さんもいらっしゃるのでそこが問題じゃないかと思っている状況。

(3) 交通事故“脱ワースト1”キャンペーンについて

《佐賀市生活安全課 交通安全防犯係 松本主任から説明》

交通事故“脱ワースト1”の取り組みについて紹介。

まず、交通事故“脱ワースト1”ということだが、何がワーストかということ、ご存知かと思うが、佐賀県は平成28年まで、人口10万人当たりの人身交通事故発生件数が5年連続全国ワースト1となっている。ちなみにその件数は、平成28年中、佐賀県は約935件となっている。

また、佐賀市においては、佐賀県警察本部が発表した、平成28年中の県内市町別の交通事故発生率ランキング、これは人身交通事故の人口当たりの発生件数や死亡事故件数など複数の項目ごとの順位を合計したもので、15頁にその表を載せているが、このランキングで県内ワースト1となっている。

特に平成28年中は、県内の約35%の事故が佐賀市内で発生しており(2,722件/7,783件)、佐賀市の交通事故を1件でも減らすことが、佐賀市の、そして佐賀県のワースト1脱却につながるということから、今年度、5月から、佐賀市において「交通事故“脱ワースト1”キャンペーン」を実施し、各種対策に取り組んでいる。

資料11頁の上のほうに載せた2枚の写真は、昨年5月24日にキャンペーンのスタート式を開催した際のもので市長、市議会議長、警察署長をはじめ、交通安全関係機関や団体、モデル地区・モデル事業所の代表者などに集まっていたが、市民総ぐるみでワースト1脱却を目指して取り組んでいくスタートとして開催をした。

キャンペーンを実施するにあたって、実施主体である市と警察、そして交通安全協会とで交通対策会議を継続して開催し、市内における交通事故状況の分析や、その対策について協議を重ねた。

キャンペーンでは、この会議で検討した各種対策に取り組んでいったが、資料11頁の4の取組項目の1番目になるが、佐賀市の交通事故の約45%、半分近くを占める追突事故の防止が、佐賀市の交通事故の総量を減らすためには不可欠であることから、追突事故の防止を市民総ぐるみ行動の重点対策のひとつとしてあげている（平成28年中、1,214件/2,722件）。その取組内容としては、追突事故防止のための「みつつの3」運動—「みつつの3」とは、「3秒間の車間距離の確保」、「3秒・30メートル手前での方向指示器による合図の徹底」、「余裕を持った行動として、3分前の出発」といった、交通法規や安全運転に関する基本的事項について、数字の3をキーワードにしたものですが、この『追突事故防止のための「みつつの3」運動』の推進や、「追突事故ゼロ前をみよ作戦」と名付けた、交通事故多発路線である国道34号及び208号における毎月の街頭啓発活動のほか、追突事故防止のための佐賀市独自のスローガンを決定し、横断幕や、のぼり旗、車両用マグネットステッカー、ラッピングバス等に表示することにより広報啓発を行っている。

スローガンについては、S・A・G・A（さが）の4文字を頭文字としたオリジナルの作品を募集するコンクールを開催し、「(S)車間距離(A)間を空ければ(G)がばい(A)安全」に決定した。

11頁の下に載せた写真は、左側がこのスローガンを車体に大きく表示したラッピングバスのデザイン、右側がラッピングバスの出発式を行った際のものです。出発式において、車両用のマグネットステッカーをモデル事業所の代表者に贈呈し、その後、モデル事業所のほか、市の公用車や交通安全関係機関等が所有する車両、バス・タクシー等にも貼り付け、ドライバーに対する追突事故防止の意識向上を図っている。

資料12頁になるが、上の横長の写真は、9月の交通安全キャンペーンの中で実施した「追突事故ゼロ前をみよ作戦」の様子。

資料13頁に参考として、平成28年中の佐賀市内における交通事故の発生状況等について載せているが、見ていただくと分かる通り、佐賀市内では追突事故が非常に多く、路線別では国道34号と208号での事故が多い、そして原因別では前方不注視と安全不確認が多い、即ち、前をよく見ていなかったための事故が多い、ということで、この「追突事故ゼロ前をみよ作戦」では、国道34号と208号で追突事故防止の街頭啓発活動を行っている。

この活動では、関係機関・団体と協力して、スローガンを表示した反射ベストの着用や、横断幕や手持ちのパネル、のぼり旗の掲示により、追突事故防止の意識啓発を図っている。

続いて、市民総ぐるみ行動の重点対策として、もうひとつ、自転車のルール遵守とマナーアッ

プをあげている。佐賀市における自転車事故は、事故全体に占める割合としては全国平均より低くなっているが（平成28年中は15.5%。全国平均は約20%）、県内の自転車事故の半分以上が佐賀市内で発生しており（平成28年中は422/780件=54.1%）、この自転車の交通安全についても市民総ぐるみで取り組むべき課題として、ルール遵守とマナーアップに向けた取組を行っている。写真は5月に早朝街頭指導を実施した際のものだが、当日は雨の中、交通安全指導員さんたちにも協力していただき、市内一斉に街頭指導を行った。

これらの重点対策としての取組のほか、キャンペーンの取組項目の②に交通事故防止のための取締りの強化を、④に交通事故多発地帯での集中的な交通安全施設整備をあげている。これらの項目については、交通対策協議会の中で、警察や市の道路管理者と協議し、それぞれで対策に取り組んでいただいている。（例えば②では、信号無視等の、事故に直結するケースの重点的な取り締まり、④では、事故が多い地区をモデル地区として、社会実験等も行いながら、事故減少のためのハード面の整備をされた。）

次に、取組項目の③にあげている「交通安全市民大会」については、交通事故“脱ワースト1”を目指して関係機関や団体、市民等が一堂に集い、佐賀市民総ぐるみで取り組む決意を新たにす大会として、昨年9月2日に開催した。大会は、ホールでの式典では、保育園児の交通安全の歌などのお遊戯の披露や、写真を載せている警察音楽隊の演奏のほか、さきほど紹介したスローガンコンクールの表彰式、小学生の代表者とその家族による交通安全メッセージカードの授与式を実施し、幅広い世代の方に、交通安全の意識と、佐賀市からワースト1脱却を目指すという気持ちを高めていただいた。また、屋外の体験コーナーでは、擬似衝突装置によるシートベルトの着用効果の体験や、ドライブシミュレーター体験のほか、自動ブレーキ搭載等の先進安全自動車体験などを通じて、多くの市民の方に交通安全意識の向上を図った。

最後に、取組項目の⑤に、モデル地区・事業所による交通安全啓発をあげているが、モデル地区については佐賀市内を管轄する2つの警察署と合同して、それぞれ高齢者のモデル地区を選定し、地区の中から交通安全指導者を委嘱して地区内での交通安全意識の向上に努めていただいたほか、追突事故ゼロ前をみよ作戦など、今回のキャンペーンにも積極的に参加していただいた。また、モデル事業所については、事業所内での安全運転意識の向上や、事業所が所有する車両へのマグネットステッカーの貼付により追突事故防止の啓発に協力いただいている。

こうした取り組みにより、ワースト1脱却を目指して、市民総ぐるみでの交通安全意識の向上を図ってきた。

これらの取り組みの甲斐もあってと思うが、資料14頁の一番下の表に示したとおり、まだ確定値ではないものの、佐賀市における平成29年中の事故件数は前年から大きく減少している。そして、こちらも確定ではないものの、佐賀県の平成29年中の人口10万人当たりの人身交通事

故発生件数は、佐賀県が静岡県を下回り、ワーストを脱却したのではないかということだ。また、平成29年中の県内市町別の交通事故発生ランキングについては、資料16頁に載せているが、佐賀市は前年のワースト1からワースト5位まで改善している。

ただし、全国的にみたら佐賀県、佐賀市の数字は依然として非常に高い数値であるため、今後もより一層悲惨な事故を減らしていけるように関係機関等とも連携して取り組んでいかなければならないと考えている。

《委員からの質問・意見》

意見1.

29年中についてはまだ全国的な確定数値が出ていないのではっきりしたことはいえないが、おそらくワースト1脱却したものと思っている。ただ、ワースト1位から10位とか15位に改善したというわけではなく、多分静岡が1位で佐賀県が2位ではないのかというくらいの改善になっている。ただ改善していることは確かなので非常にいい方向に向いていると思っている。

交通事故は一瞬の判断ミスが大きな事故につながり、南署管内になるが1週間くらい前に1度に2人の方が亡くなる事故、一昨日は神埼で1人が亡くなる交通事故が起きている。北署管内でも一歩間違えれば非常に大きな交通事故につながりかねないという事件事故も発生している状況で、今から新学期、新生活が始まって新しい環境になって、新しい人の動きが出てきたときに事故は非常に発生しやすい。また新学期、小学1年生の事故がなければと思っている。幸いに小学生が交通事故でなくなったという事例はここ最近は聞いていないけれども4・5年前の夏休みに大きな事故が横断歩道であって、大怪我をされたという事故があっているので、引き続き皆さんの協力を得ながら交通事故を減らしていきたいと思っている。